

しゅうがくえんじょせいど
令和3年度 就学援助制度
しょうがっこうにゅうがくじゅんびきんしきゅう
小学校入学準備金支給のお知らせ

さいたま市教育委員会

さいたま市では、経済的な理由により入学用品の購入にお困りの、令和4年4月小学校入学生の保護者の方を対象に、入学前の1月に入学準備金の支給を行います。

援助を希望される場合は、このお知らせをよくお読みになり、以下の要領で申請してください。

★ 対象となるご家庭（申請後に審査があります）

令和3年11月時点で、さいたま市に住所があり、令和4年4月に小学校へ入学予定の児童を養育しているご家庭で、令和3年4月1日現在16歳以上のご家族全員が、主に次のいずれかにあてはまる場合に対象となります。なお、生活保護を受給しているご家庭、特別支援学校や外国人学校等に入学予定の児童を養育しているご家庭を除きます。

- ① 生活保護が停止または廃止になった
- ② 市民税が非課税である
- ③ 個人事業税の減免を受けている
- ④ 災害等の理由により自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている
- ⑤ 国民年金の保険料が免除されている
- ⑥ 国民健康保険の保険税が減免されている
- ⑦ 児童扶養手当（児童手当・特別児童扶養手当ではありません。）を受給している
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑨ 失業中で雇用保険受給資格がある
- ⑩ ①～⑨以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせるのが困難である

【参考】⑩にあてはまる場合で認定となる目安

ご家族全員の所得の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。なお所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額、または確定申告書の「所得金額合計」の金額を参考としてください。

ご家族の人数や年齢等により基準額が変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

借家に住んでいて賃貸借契約書等により家賃額を証明できる場合は、基準額の算定が有利になることがあります。

	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の合計)	277万円	324万円	365万円	414万円

3人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳の場合）

4人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳の場合）

5人世帯（父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳、3子：1歳の場合）

6人世帯（祖母：60歳、父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：3歳、3子：0歳の場合）

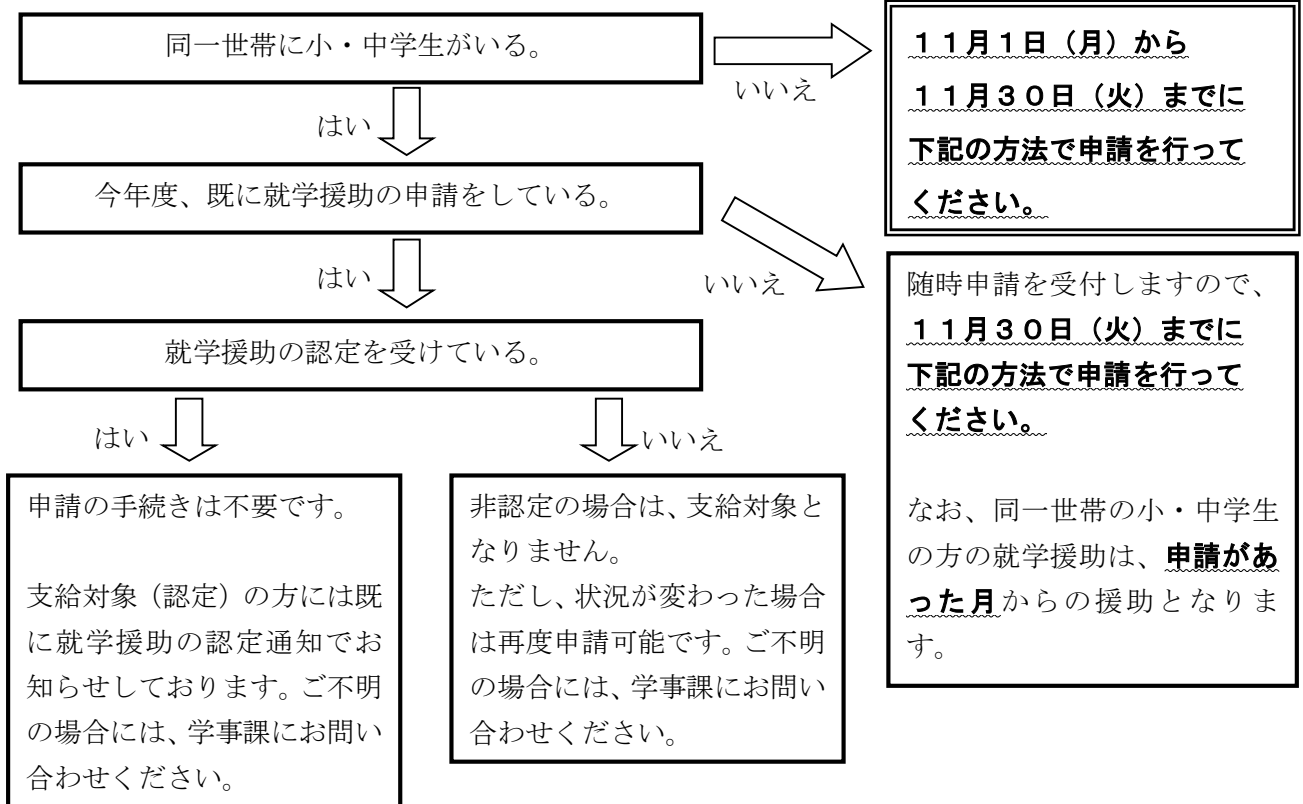
★ 援助の内容

小学校入学準備金として51,060円を令和4年1月末に援助します。

裏面に続きます。

☆ 申請手順

以下のフローチャートにしたがって手続きしてください。



☆ 申請方法

学事課、さいたま市立の小・中・中等教育学校、区役所区民課で、令和3年度「就学援助制度について」の案内と「就学援助費受給申請書兼世帯票」を配布しておりますのでお申し出ください。

上記案内に記載のとおり、申請書と必要書類を学校（さいたま市立の小・中・中等教育学校）または学事課へ提出してください。

なお、区役所区民課では、**制度についての説明や申請内容の確認などはできません**。ご不明な点がありましたら、学事課や学校にお問い合わせください。

☆ 審査結果

審査結果については、申請の翌月または翌々月の中旬に郵送いたします。

☆ その他注意事項

- やむを得ない場合は郵送での提出も可能としますが、郵便の不着や遅延等の責任は一切負いません。また、受領書の発行も行いません。郵送で提出した場合、申請日は消印の日とします。
- 提出書類に、不備等ある際には返却する場合があります。
提出前に書類の確認や記入漏れがないか、ご自身で再度ご確認ください。
- 特別支援学校や外国人学校等に入学することになった場合は、速やかに学事課までご連絡ください。
- 入学後も就学援助を希望される場合は、**毎年度申請が必要**になります。年度当初の申請時期は2月中旬から4月末までを予定しております。

問い合わせ先

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係

電話：048-829-1647 FAX：048-829-1990